

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業以来、的確かつ迅速な意思決定が企業経営における重要な課題であると認識しております。ステークホルダーの皆様との協働を図ることにより持続的に企業価値を向上させるとともに、株主の皆様への権利行使を確保、適時適切な情報開示、経営の公正性・透明性や実効性の向上、株主の皆様との建設的な対話を実践し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社は、コーポレート・ガバナンスを実効的に機能させるべく、今後も各種取組の検討及び実践を継続し、企業価値の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ユニコム	1,801,000	35.95
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ インtrinsic オポチュニティズ ファンド	165,000	3.29
株式会社ワンド	154,000	3.07
石村 賢一	150,000	2.99
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	149,899	2.99
上田八木短資株式会社	84,800	1.69
田中 幸夫	63,800	1.27
鈴木 智博	58,900	1.17
柳田 要一	57,500	1.14
日本証券金融株式会社	56,100	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記のほか、当社所有の自己株式627,772株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
越後屋真弓	他の会社の出身者											
岩出 誠	弁護士											
中村 渡	公認会計士											
古川 徳厚	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
越後屋真弓	○		――	越後屋真弓氏は、EC事業及び管理系業務の豊富な経験と知識を有しておられます。それらの経験を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能をより機能させるため、選任しているものであります。

岩出 誠	○	○	——	岩出誠氏は、弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・経験等を有しておられ、当社を含めて複数の会社の監査に携わっておられます。同氏には、経営判断において法律面から助言・提言をいただいております、当社の監査体制及び経営の強化のため選任しているものであります。また同氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
中村 渡	○	○	——	中村渡氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識・経験等を有しておられます。同氏には、経営判断において財務及び会計面から助言・提言をいただいております、当社の監査体制及び経営の強化のため選任しているものであります。また同氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
古川 徳厚			当社は、古川徳厚氏が取締役を務めるアドバンテッジアドバイザーズ(株)に対し、コンサルティングを委託しています。また、同社の親会社である(株)アドバンテッジパートナーズの運営するファンドから出資を受けております。	古川徳厚氏は、社外取締役として数多くの投資先の経営に関与した経験及び経営者としての見識を活かし、当社の経営に反映して頂くことが期待できることから、社外取締役として選任しているものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置しておりませんが、内部監査人は、監査等委員会から指示を受け、監査を実施しその監査結果の報告を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、監査等委員会規則に基づき、監査実施状況や監査結果を相互に報告し、綿密な連携を図っております。
 内部監査人は、監査等委員会から指示を受け、監査を実施しその監査結果の報告を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、各取締役の職責及び業績等を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

【第23期(2020年4月1日～2021年3月31日)役員報酬の内容】

取締役(監査等委員を除く)4名の年間報酬総額:100,787千円

取締役(監査等委員)4名の年間報酬総額:13,770千円

合計(うち社外役員)8名(4名)の年間報酬総額:114,557(17,730)千円

2020年6月25日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役1名分を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度においては、2020年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長石村賢一に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

< 監査等委員でない取締役の報酬方針 >

監査等委員でない取締役の個人別の年間報酬は、就任直後の取締役会にてその決定方法について諮るものとし、異議が無ければ、原則として当該報酬の決定は代表取締役社長石村賢一に一任するものとする。委任する権限の内容は、監査等委員でない取締役個人別の報酬の額の決定とする。なお、監査等委員でない取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとする。ただし、業績連動報酬及び株式等非金銭報酬について支払う場合は本方針とは別に取締役会においてその方針を決議し定めるものとする。

代表取締役社長は、監査等委員でない取締役の個人別の年間報酬につき、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、役位、職責、功績、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮して決定するものとする。

また、決定された監査等委員でない取締役の報酬は、12分割し、就任翌月から任期終了月まで毎月25日(25日が休日の場合はその前営業日)に支払うものとする。

< 監査等委員である取締役について >

監査等委員である取締役の個人別の年間報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定するものとする。なお、監査等委員である取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとする。

なお、決定に際しては、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、役位、職責、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮するものとする。

また、決定された監査等委員である取締役の年間報酬は、12分割し、就任翌月から任期終了月まで毎月25日(25日が休日の場合はその前営業日)に支払うものとする。

< 報酬限度額について >

2016年6月23日開催の株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額 500,000千円以内(うち社外取締役分は100,000千円以内。)と決議いただいております。なお、当該報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。また、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、3名(うち社外取締役は0名)です。

3. 2016年6月23日開催の株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額 100,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役は3名)です。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の補佐につきましては、常勤監査等委員及び管理部門が取締役会、監査等委員会の招集や資料配布及び他の取締役との会談日程の調整等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行・監査の状況

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名とそれ以外の取締役4名の計7名で構成され、取締役会規則に基づき、原則として毎月1回定期的に(必要に応じて臨時にも)開催し、十分な議論を通じて意思疎通を図るとともに、迅速な経営判断を行っております。

また、取締役として取締役会に出席する監査等委員が取締役の業務執行の適合性を監査しております。

その他、社内業務執行取締役及び事業責任者からなる経営幹部会議を毎週開催し、各部門における業務執行の進捗状況について相互の共有化を図り、常勤の監査等委員も当該会議に出席し、より詳細な業務執行の状況を確認しております。

(2) 監査等委員会及び内部監査

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員会により、取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。

監査等委員会は監査等委員3名で構成され、全員が社外取締役であり、各監査等委員は監査等委員会が定めた監査方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧することにより、業務及び財産の状況を調査することを通じて取締役の職務執行状況の監査を行っております。

なお、当社の監査等委員は、3名のうち2名が独立役員として指定された社外取締役であり、越後屋真弓氏はEC事業及び管理系業務の豊富な経験等を、岩出誠氏は弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・経験等を、中村渡氏は会計士としての専門的な知識を有していること等から、十分に監査・監督機能を備えていると考えております。

また、内部監査につきましては、代表取締役より任命された内部監査人が内部統制システム構築の基本方針に従い、取締役・使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合すること、職務が効率的に行われていることを定期的に監査し、監査等委員会へ監査実施状況や監査結果を報告しております。

(3) 会計監査の状況

会計監査人として「有限責任監査法人トーマツ」と監査契約を結び、会計監査を受けております。第22期(2019年4月1日～2020年3月31日)の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務補助者の構成は以下の通りです。

- ・指定有限責任社員 業務執行社員 木村 尚子
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 杉原 伸太郎

監査業務に係る補助者の構成

- 公認会計士8名
- 会計士試験合格者等2名
- その他7名

(4) 責任限定契約の内容

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

構成員の全員を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年は、6月9日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年は、6月25日に開催しましたが、開始時間を同日午後にすることによって、株主の参加の利便性を高めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL https://estore.co.jp/ir/ において、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 管理部門 IR担当役員: 常務取締役 柳田 要一	
その他	説明会は開催しておりませんが、年に2回株主通信を発行し、また株主からの質問を募集するなど、株主との対話を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は、ステークホルダーとの相互理解を深めるべくホームページ等の充実及び会社情報やサービス情報の提供機会を高めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1)当社及び当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理にかなう企業活動を行うため、職務を遂行するうえで指針とする「行動規範」を定める。また、以下の体制を整備する。
職務権限規程に従い、特定の者への権限集中を回避し、内部牽制システムの確立を図る。
内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長に任命された内部監査人が行う。
法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、公益通報者保護規程を制定し、内部通報制度を確立する。
社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、社内規則（文書管理規程、個人情報保護規程等）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または、電磁的媒体に記録し、保存する。
- (3)当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社及び当社子会社に係る組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応につき、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会がリスク管理に関する方針等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとする。当社及び当社子会社の各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。
当社及び当社子会社は、新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。また、必要に応じ、法律事務所など外部の専門家の助言を求め、分析・対策の検討を行う。
- (4)当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、当社及び当社子会社に関して、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用を行う。
- (5)当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、各部門を統括する部長が法令遵守体制、リスク管理体制を運用し、取締役がそれらの管理を行う。
当社の関係会社の経営については、当社は、それぞれの自立性を尊重したうえで、関係会社管理規程に従い、関係会社の運営が適切に行われるよう管理するものとする。
- (6)監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の業務を補助するための使用人を置くこととする。
- (7)前号の使用人の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査等委員会を補助する使用人の評価・人事異動については、監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- (8)当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社の子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- (10)監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。
- (11)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、連携を図っていくものとする。
常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (12)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定める。また、それに従い財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持ちません。
また、反社会的勢力排除規程を制定し、取引先、顧客等が反社会的勢力に属していないかチェックを行っており、チェックの結果該当があった場合には、弁護士、警察等の専門機関と連携し、適切な対応を取ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1、会社情報の適時開示に対する姿勢

当社は重要な会社情報の開示について、東京証券取引所の定める適時開示等に関する諸規則や金融商品取引法、その他の法令に基づいて行うために、重要な会社情報の把握と管理を徹底し、正確かつ公平な情報開示に努めております。

2、会社情報の適時開示にかかわる社内体制

当社の情報開示にかかわる体制は以下の通りです。

(1) 代表取締役社長、情報開示責任者

重要な会社情報の社内管理と適時・適切な開示の監督業務、緊密な社内連携の指示を行う。

(2) 管理部門

決算資料や有価証券報告書の作成、子会社の財務情報の把握、会計監査人との連携、取締役会事務局として重要な会社情報の管理、法的なチェック業務等を行う。またTDnetにより公表する情報開示資料(IRリリース)の作成及び投資家・株主等に対する情報開示も担当する。

3、会社情報の適時開示にかかわるフロー

管理部門開示担当者は、開示すべき事実があれば適時適切に開示が行えるよう、稟議書、取締役会議事録、新聞記事等を常にチェックする。また、役員を通じ、経営幹部会議等の内容を把握し、開示の必要性を勘案し、案件の担当部門事業部長に確認を行う。

子会社、関連会社については、各会社を担当する当社の経理担当者、総務担当者等が各会社の事実を把握し、適宜、開示担当者に重要事実の報告を行い、開示担当者が開示の必要性の有無を判断する。

決算に関する情報の開示については、経理担当者が資料を作成し、取締役会での決議を経て情報開示を行う。

